

別紙第一

ソ連関係地域に属する未復員者に関する死亡認定について

註、ソ連関係以外の地域に属する未復員者に関する死亡認定の範囲については復員業務規程第十七條を全面的に適用し復員局長において実施するので細部に亘る調整はこれを行わない。但し、死亡推定と決定したものに対する特別審査については第三一但し書を準用のこと

(復員官公署として自主的に認定する範囲)

第一、復員官公署としての自主的な死亡の認定は、「最終の調査局面に導き得たもので確信をもつて死亡したと判定される者」について実施する。

この具体的な範囲は現認者の証據書類によるものの外次の通りである

(一) 一般的には現認資料はないが個人資料により死亡したと判定されるもの

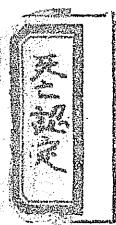
イ、本人の遺骨又は遺留品のあるもの

ロ、外地（状況により上陸地）で作製された死者連名簿並びに遺骨遺留品名簿に記録されているもの

ハ、現認者から確實に死亡事実を聞いた歸還者の證言はあるが、現認者が死亡又は未歸還なる等のため現在においては現認資料の入手困難なもの

ニ、墓標、命令（会報）、名簿（死亡者の記録、慰靈祭に使用した名簿等）その他で死亡事実を知った者の証言のあるものホ、当時の状況等から見て恢復の見込のない重傷（症）の資料があり、且つ、爾後の消息が全然ないもの

(二) 戰場場面における部隊の細部状況及び本人の行動を審査した結果死亡したと判定されるもの
ハ、戦死多発局面の該当者で戦死したと判定されるもの



0549



ト、戦闘中の生死不明者で戦死したと判定されるもの

チ、戦場における行方不明、単独離隊者等で戦場附近の状況上死亡したと判定されるもの

(三) ツ領内收容所及び中共地域場面において個人資料及び收容所、地点の状況を審査の結果爾後の資料もなく死亡したと判定されるもの

リ、輸送の途次病気のため日本人勤務者のいないソ側の病院に收容されその病状から見て再起不能と判定されるもの

ヌ、一般收容所等から重症のため入院し又は事件により拉致され爾後の資料なく死亡したと判定されるもの

ル、死亡者の多発せる特殊の收容所病院、中共地域地点病院又は事件発生地に死亡者多発し混乱していた時期に所在して
いたもので爾後他の收容所又は地点に転じた形跡なく死亡したと判定されるもの

(本籍地世話課長の死亡認定範囲)

第二、ソ連関係地域の未復員者については現認者の証據書類によるものの外、左記第一号の資料があり、かつ、第二号のよう
な審査を経て死亡確実と判定されるものは、本籍地世話課長においてもその死亡を認定することが出来る

(一) 前第一(一)に示す範囲内にあるもの、但し、外地(状況により上陸地)で作製された死亡者連名簿並びに遺骨遺留品名
簿に記録されている場合においてはこれ等の名簿は復員局—留守業務部—において審査の結果、該名簿によつて死亡処理
が出来ると判定したものに限る

(二) 前第一号の者については特に次の点に留意して審査を行う

- イ、同姓異人の資料でないかを検討すること
- ロ、死亡資料の確度を検討すること

ハ、認定せんとする未復員者に対する矛盾又は反対資料は之を検討して打消すこと

ニ、前条第一号ハ、ニ及びホの認定者については資料提供者から「死亡確認の事実証明」又は之に代るもの取得し死亡

認定の根據とすること

2、新に把握した未復員者については、たとえ確実な死亡資料があつても留守業務部における身分審査を経なければ死亡処理をしてはならない

(特別審査による認定)

第三、留守宅が家庭の事情等によつて本人の速急な死亡処理を希望しているが、既得資料のみによつて前各号による認定條件を満し得ない場合は、復員局において個々に審査し該当局面の資料等を勘案の上、死亡したと思われるものはその認定を行う。但し死亡推定と決定した未復員者については本籍地世話課長において認定して差支えない